

PC 運営委員会の運営内規

2021.10.15 改訂

第 1 条（名称）

本会は日立社友クラブ茨城支部 PC 運営委員会（略称；PC 運営委員会と称す）という。

第 2 条（目的）

本会は、同好会の各グループが、パソコンやその周辺機器の使用に支障をきたさないように努力することを目的とする。

第 3 条（任務）

- (1)第 2 条の目的達成のために、同好会経費などで購入したパソコンやその周辺機器はこの会で一括管理する。
- (2)上記のパソコンやその周辺機器が常に正常に動作することを確認し、必要に応じてメンテナンスを行う。機器のアップデートもメンテナンスに含むものとする。
- (3)パソコンやその周辺機器を使用する会員からの機器不調の連絡を受け入れ、できる限り対応するものとする。
- (4)支部、および、同好会経費で購入するパソコンやその周辺機器の仕様はこの PC 委員会で決め、機器やソフトの発注手配もこの会で行うものとする。
- (5)その費用は、これらの機器を使用するグループ参加者全員からパソコン利用料として 200 円/人・回を徴収するものとする。ただし、購入費用がパソコン利用料で対応できない場合は、同好会に負担を依頼できるものとする。支部所掌のパソコンほかの機器については、その費用の全額を支部が負担するものとする。

第 4 条（構成メンバーとその任務）

本会の構成は下記を基本とするが、委員長が構成を決定できるものとする。

委員長；会員からの互選、または、同好会幹事長の指名で決定することができる。

任務；会の全体の取りまとめを行う。

委員；パソコンやその周辺機器を使用するグループの世話人の中から委員長が決定する。

任務；機器の管理や、本会で決める機器の仕様や発注内容を審議する。

専門委員；専門知識のある会員で、委員長が任命できるものとする。

任務；委員長の要求に応じて、パソコンやその周辺機器に関する技術的助言を行う。

会計担当；委員長が任命する。

任務；パソコン利用料の管理を行う。すなわち、パソコン利用料の回収と領収書の発行を行う。会計は委員長の認可を受け、委員に会計報告する義務を負う。

第 5 条（パソコンやその周辺機器を使用するグループの責務）

パソコンやその周辺機器を使用するグループの代表者は、部屋に設置したポストに、パソコン利用料金、利用グループと代表者氏名、使用した月日、参加者人数を記載して、投函すること。

第 6 条（委員の任期）

委員長および委員の任期は設けない。委員会の承諾を得て、いつでも退任できるものとする。